



茨城県報

第 6 3 0 号

平成 7 年 3 月 6 日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●平成 6 年度普通職業訓練短期課程（フレッシュマントレーニング事業）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間（職業能力開発課）	1
●定款変更の認可（農地管理課）	2
●土地収用法による事業の認定（用地課）	2
●公有水面埋立ての竣功の認可（港湾課）	2
●特定計量器定期検査を行う区域、期日及び場所（計量検定所）	3
●換地処分公告（土地改良事務所）	6
●土地改良事業の認可（2 件）（ " ）	6
●土地改良事業の適当決定（ " ）	7

（公安委員会）

●緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定及び指定取消し	7
---	---

公 告

●基本測量の実施（用地課）	8
●開発行為の工事完了（6 件）（建築指導課）	9
●道路の位置の指定の廃止（ " ）	10
●建築許可に関する意見の聴取（2 件）（ " ）	10

正 誤

●平成 7 年 2 月 2 3 日付け茨城県報第 6 2 7 号中	11
-----------------------------------	----

告 示

茨城県告示第 2 8 0 号

茨城県県立職業能力開発校規則（昭和 5 4 年茨城県規則第 1 0 号）第 2 条の規定により、平成 6 年度の普通職業訓練短期課程（フレッシュマントレーニング事業）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間を次のとおり定める。

平成 7 年 3 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

訓練の種類 訓練課程	普 通 職 業 訓 練			
	短 期 課 程			
校 名 区 分	訓 練 科 名	定 員	訓練期間	訓練開始月
茨 城 県 立 日 立 産 業 技 術 専 門 学 院	機 械 製 図 コ ー ス	4 5 人	2 日 間	3 月

茨 城 県 立 下 館 産 業 技 術 専 門 学 院	Ｏ Ａ 事 務 コ ー ス	1 0 人	2 日 間	3 月
茨 城 県 立 水 海 道 産 業 技 術 専 門 学 院	機 械 ・ 金 属 系 コ ー ス	1 5 人	3 日 間	3 月
茨 城 県 立 三 和 産 業 技 術 専 門 学 院	ビ ジ ネ ス マ ナ ー コ ー ス	6 0 人	2 日 間	3 月

~~~~~  
茨城県告示第281号

平成7年1月26日付けで、三和西部土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成7年2月24日認可した。

平成7年3月6日

茨城県知事 橋 本 昌

  
~~~~~

茨城県告示第282号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成7年3月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 大宮町
 - 2 事業の種類 塩田公民館建設及び多目的広場整備事業
 - 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分 茨城県那珂郡大宮町大字北塩子字矢ノ目地内
 - (2) 使用の部分 な し
 - 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
大宮町役場
-
- ~~~~~

茨城県告示第283号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、日立港港湾区域内の公有水面埋立てについて、次のとおり竣功を認可したので、同条第2項の規定より告示する。

平成7年3月6日

茨城県知事 橋 本 昌
日立港港湾管理者の長
茨城県知事 橋 本 昌

- 1 竣功認可年月日
平成7年2月28日
- 2 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号
茨城県
代表者 茨城県知事 橋 本 昌

3 埋立地の位置、区域及び面積

(1) 位 置

茨城県日立市久慈町四町目 1 3 5 - 8, 1 3 5 - 3, 1 3 5 - 1 0, 1 3 5 - 7, 1 3 5 - 6 及び昭和 5 6 年 1 0 月 2 日付け茨城県河指令第 2 0 号、港指令第 3 号で竣工認可された埋立地の地先公有水面

(2) 区 域

次の①の地点から②⑥の地点までを順次に直線で結んだ線及び②⑥の地点と①の地点を結ぶ昭和 5 6 年 1 0 月 2 日付け茨城県河指令第 2 0 号、港指令第 3 号で竣工認可された埋立地の陸地と公有水面の境界線（D. L + 1.50 m により決定）によって囲まれた区域

- ①の地点 国土地理院久慈三角点（北緯36度29分21秒，東経140度36分50秒）から104度29分33秒635.52の地点
- ②の地点 ①の地点から124度00分00秒 14.40mの地点
- ③の地点 ②の地点から214度00分00秒 4.18mの地点
- ④の地点 ③の地点から124度00分00秒 8.00mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から214度00分00秒 4.00mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から124度00分00秒 90.00mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 34度00分00秒 3.80mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から124度00分00秒 331.79mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から198度46分00秒 21.34mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から288度46分00秒 5.33mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から198度46分00秒 187.35mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から108度46分00秒 5.33mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から198度46分00秒 35.89mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から268度28分00秒 239.79mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から358度28分00秒 308.96mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から298度28分00秒 134.38mの地点

(3) 竣工面積

1 1 3, 3 5 2. 3 2 平方メートル

4 埋立免許年月日及び免許番号等

昭和 5 8 年 1 1 月 1 6 日 河指令第 3 2 号 港指令第 2 号

茨城県告示第 2 8 4 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 1 条第 2 項の規定により，特定計量器定期検査を行う区域，期日および場所を次のように定めたので公示する。

平成 7 年 3 月 6 日

茨城県計量検定所長 川 崎 次 男

執 行 区 域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所
岩 瀬 町	平成 7 年 4 月 1 7 日から (1 0 時から)	岩 瀬 町 臨 時 計 量 検 査 所
	平成 7 年 4 月 1 9 日まで (1 5 時まで)	
七 会 村	平成 7 年 4 月 2 1 日 (1 0 時から) (1 5 時まで)	七 会 村 臨 時 計 量 検 査 所

友 部 町	平成7年 4月24日から (10時から) 平成7年 4月26日まで (15時まで)	友部町臨時計量検査所
岩 間 町	平成7年 4月27日から (10時から) 平成7年 4月28日まで (15時まで)	岩間町臨時計量検査所
ひたちなか市	平成7年 5月 8日から (10時から) 平成7年 5月12日まで (15時まで)	ひたちなか市臨時計量検査所
	平成7年 5月15日から (10時から) 平成7年 5月19日まで (15時まで)	
笠 間 市	平成7年 5月23日から (10時から) 平成7年 5月26日まで (15時まで)	笠間市臨時計量検査所
水 戸 市	平成7年 6月 5日から (10時から) 平成7年 6月 9日まで (15時まで)	水戸市臨時計量検査所
	平成7年 6月12日から (10時から) 平成7年 6月16日まで (15時まで)	
	平成7年 6月19日から (10時から) 平成7年 6月23日まで (15時まで)	
	平成7年 6月26日から (10時から) 平成7年 6月30日まで (15時まで)	
	平成7年 6月26日から (10時から) 平成7年 6月30日まで (15時まで)	
東 海 村	平成7年 7月 3日から (10時から) 平成7年 7月 4日まで (15時まで)	東海村臨時計量検査所
那 珂 町	平成7年 7月 5日から (10時から) 平成7年 7月 7日まで (15時まで)	那珂町臨時計量検査所
瓜 連 町	平成7年 7月10日 (10時から) (15時まで)	瓜連町臨時計量検査所
大 宮 町	平成7年 7月11日から (10時から) 平成7年 7月13日まで (15時まで)	大宮町臨時計量検査所
山 方 町	平成7年 7月14日 (10時から) (15時まで)	山方町臨時計量検査所
緒 川 村	平成7年 7月17日から (10時から) 平成7年 7月18日まで (15時まで)	緒川村臨時計量検査所
美 和 村	平成7年 7月19日 (10時から) (15時まで)	美和村臨時計量検査所
明 野 町	平成7年 7月20日から (10時から) 平成7年 7月21日まで (15時まで)	明野町臨時計量検査所
関 城 町	平成7年 7月24日から (10時から) 平成7年 7月25日まで (15時まで)	関城町臨時計量検査所
真 壁 町	平成7年 7月26日から (10時から) 平成7年 7月27日まで (15時まで)	真壁町臨時計量検査所

大 和 村	平成7年 7月28日	(10時から) (15時まで)	大和村臨時計量検査所
協 和 町	平成7年 7月31日	(10時から) (15時まで)	協和町臨時計量検査所
結 城 市	平成7年 9月 4日から 平成7年 9月 8日まで	(10時から) (15時まで)	結城市臨時計量検査所
下 妻 市	平成7年 9月12日から 平成7年 9月14日まで	(10時から) (15時まで)	下妻市臨時計量検査所
	平成7年 9月18日から 平成7年 9月19日まで	(10時から) (15時まで)	
古 河 市	平成7年 9月21日から 平成7年 9月22日まで	(10時から) (15時まで)	古河市臨時計量検査所
	平成7年 9月25日から 平成7年 9月28日まで	(10時から) (15時まで)	
玉 里 村	平成7年10月 2日	(10時から) (15時まで)	玉里村臨時計量検査所
出 島 村	平成7年10月 3日から 平成7年10月 4日まで	(10時から) (15時まで)	出島村臨時計量検査所
千 代 田 町	平成7年10月 5日から 平成7年10月 6日まで	(10時から) (15時まで)	千代田町臨時計量検査所
八 郷 町	平成7年10月11日から 平成7年10月13日まで	(10時から) (15時まで)	八郷町臨時計量検査所
新 治 村	平成7年10月16日から 平成7年10月17日まで	(10時から) (15時まで)	新治村臨時計量検査所
谷 和 原 村	平成7年10月19日から 平成7年10月20日まで	(10時から) (15時まで)	谷和原村臨時計量検査所
伊 奈 町	平成7年10月23日から 平成7年10月24日まで	(10時から) (15時まで)	伊奈町臨時計量検査所
取 手 市	平成7年10月25日から 平成7年10月27日まで	(10時から) (15時まで)	取手市臨時計量検査所
	平成7年10月30日から 平成7年10月31日まで	(10時から) (15時まで)	
つくば市	平成7年11月 1日から 平成7年11月 2日まで	(10時から) (15時まで)	つくば市臨時計量検査所
	平成7年11月 6日から 平成7年11月10日まで	(10時から) (15時まで)	
	平成7年11月13日から 平成7年11月14日まで	(10時から) (15時まで)	

牛久市	平成7年11月15日から 平成7年11月17日まで	(10時から) (15時まで)	牛久市臨時計量検査所
利根町	平成7年11月21日から 平成7年11月22日まで	(10時から) (15時まで)	利根町臨時計量検査所
藤代町	平成7年11月27日から 平成7年11月28日まで	(10時から) (15時まで)	藤代町臨時計量検査所
守谷町	平成7年11月29日から 平成7年11月30日まで	(10時から) (15時まで)	守谷町臨時計量検査所
玉造町	平成7年12月 1日	(10時から) (15時まで)	玉造町臨時計量検査所
	平成7年12月 4日	(10時から) (15時まで)	
北浦村	平成7年12月 5日から 平成7年12月 6日まで	(10時から) (15時まで)	北浦村臨時計量検査所
麻生町	平成7年12月 7日から 平成7年12月 8日まで	(10時から) (15時まで)	麻生町臨時計量検査所
牛堀町	平成7年12月11日から 平成7年12月12日まで	(10時から) (15時まで)	牛堀町臨時計量検査所
潮来町	平成7年12月13日から 平成7年12月14日まで	(10時から) (15時まで)	潮来町臨時計量検査所
上記市町村	平成7年 4月17日から 平成7年12月27日まで (ただし、土、日、祭日、休日を除く)	(10時から) (15時まで)	茨城県計量検定所

茨城県告示第285号

平成7年2月13日付け土土改指令第2号で認可した吉沼下通地区の更正換地計画については、南筑波土地改良区から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成7年3月6日

茨城県土浦土地改良事務所長 片 山 栄 三

茨城県告示第286号

平成6年11月24日付けで南筑波土地改良区から認可申請のあった吉沼下通第一地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成7年1月23日認可した。

平成7年3月6日

茨城県土浦土地改良事務所長 片 山 栄 三

茨城県告示第287号

平成6年11月24日付けで南筑波土地改良区から認可申請のあった吉沼後田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定により平成7年1月23日認可した。

平成7年3月6日

茨城県土浦土地改良事務所長 片 山 栄 三

茨城県告示第288号

岡堰土地改良区から平成7年1月13日付けで認可申請のあった北浦堰地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成7年2月15日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成7年3月6日

茨城県土浦土地改良事務所長 片 山 栄 三

1 縦覧に供する書類

岡堰土地改良区定款の写し

北浦堰地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成7年3月7日から平成7年4月4日まで

3 縦覧の場所

取手市役所、藤代町役場

（公 安 委 員 会）

茨城県公安委員会告示第6号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項及び第14条の2第2号の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定及び指定取消しを行ったので公示する。

平成7年3月6日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3004	水戸88に 752	ニッサン・7年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部
3005	水戸88に 753	〃	〃	〃
3006	土浦88に 138	〃	〃	〃
3007	土浦88に 139	〃	〃	〃
3008	土浦88に 140	〃	〃	〃
3009	水戸88に 754	ニッサン・6年式	道路応急作業用	日本道路公団（水戸）

2 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 0 1 0	水戸88に 7 5 4	ニッサン・6年式	道 路 応 急 作 業 用	日本道路公団（水 戸）
3 0 1 1	水戸88さ 2 2 3 6	三 菱・7年式	〃	常磐道路サービス㈱（水戸）

3 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告示年月日	告示番号	取消理由
2670	水戸88す・8280	トヨタ ・4年式	道路応急作業用	日本道路公団(水戸)	4. 10. 29	39	廃 車
2725	水戸88す・8541	ニッサン・5年式	〃	〃	5. 2. 22	4	〃

4 道路維持作業用自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告示年月日	告示番号	取消理由
2109	水戸88す・4648	トヨタ ・63年式	道路維持作業用	日本道路公団(水戸)	63. 4. 21	15	廃 車
2671	水戸88す・8280	トヨタ ・4年式	〃	〃	4. 10. 29	39	〃
2726	水戸88す・8541	ニッサン・5年式	〃	〃	5. 2. 22	4	〃

公 告

◎基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次の通り実施する旨建設省国土地理院長から通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成7年3月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関

建設省国土地理院

2 作業種類

基本測量（1／25000地形図修正測量）

3 作業実施期間

平成7年4月3日から平成8年3月25日まで

4 作業地域

土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、水海道市、取手市、牛久市、つくば市

稲敷郡 阿見町、莒崎町、河内村

新治郡 千代田町、新治村

筑波郡 伊奈町、谷和原村

結城郡 千代川村、石下町

猿島郡 総和町

北相馬郡 守谷町，藤代町，利根町

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第3項の規定により公告する。

平成7年3月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡明野町大字鍋山字殿山717番の一部，746番1の一部

2 公共施設の種類

道路

3 公共施設の位置及び区域

真壁郡明野町大字鍋山字殿山717番の一部，746番1の一部

4 事業主の住所及び氏名

群馬県邑楽郡板倉町大字大蔵5番地

佐栄建工株式会社

代表取締役社長 宮田 弘之介

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市市毛字本郷坪484-26番（2工区）

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市市毛480

照 沼 義 広

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町字豊ヶ崎9096番，9097番，9098番，9099番，9100番，9101番，9102番1，同番3，同番4，同番9，同番10，9103番，9104番2

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町6530番地

波崎町長 村 田 康 博

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字諸川字仁連境1416番2

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡三和町大字諸川字仁連境1416番2

池 澤 菖太郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成7年3月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高萩市大字島名字平野660番の一部、661番の一部、662番、663番、664番の一部、665番1、同番3、同番4、666番、667番、668番、669番、670番、671番、672番

2 事業主の住所及び氏名

日立市鹿島町2丁目12番9号

株式会社 クレンモック

代表取締役 李 潤永

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町寺崎字蒲沼道748番1、字皿久保道749番5の一部、字久保道756番3

2 事業主の住所及び氏名

宇都宮市江曾島町1026番地

株式会社 栃 雪

代表取締役 町 井 利 行

◎道路の位置の指定の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

平成7年3月6日

茨城県知事 橋 本 昌

廃止 指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
下土木指令 第103号	7. 2. 21	永 田 定 男	真壁郡関城町大字関 本下50-5	真壁郡関城町大字関本下 字南館内50-8、真壁郡 関城町大字関本下字白倉 2344-2、真壁郡関城町大 字関本中字南館内342-4	メートル 6.0	メートル 46.35

◎建築許可に関する意見の聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。

平成7年3月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 意見の聴取期日 平成7年3月15日（水） 午後2時
- 意見の聴取場所 石岡市府中1丁目1863-3・1865-7・1865-8
- 意見の聴取事項 商業地域内において次の建築物の許可に関すること。
工場及び住宅の改築

- 4 申請者住所 石岡市府中1丁目1番4号
 5 氏 名 株式会社 丸久鐵工所
 代表取締役社長 久保田 宏
 6 建築物構造規模 鉄骨造2階建・改築
 申請延べ面積 491.10平方メートル
 既 存 0 平方メートル
 7 敷地面積 565.68平方メートル
 8 原 動 機 増設 14.2キロワット・既設 135.8キロワット
 9 建築物の位置 石岡市府中1丁目1863-3・1865-7・1865-8

- ~~~~~
 1 意見の聴取期日 平成7年3月15日（水） 午前10時
 2 意見の聴取場所 那珂郡那珂町大字本米崎字古門場2939-43
 3 意見の聴取事項 工業専用地域内において次の建築物の許可に関する事。
 住宅の増築

- 4 申請者住所 那珂郡那珂町大字本米崎字古門場2939-43
 5 氏 名 秋 野 正
 6 建築物構造規模 木造2階建・増築
 申請延べ面積 85.28平方メートル
 既 存 166.02平方メートル
 7 敷地面積 550.96平方メートル
 8 原 動 機 新增設 0キロワット・既設 0キロワット
 9 建築物の位置 那珂郡那珂町大字本米崎字古門場2939-43

正 誤

●平成7年2月23日付け茨城県報第627号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
13	下から20	漁業共同組合	漁業協同組合
13	下から18	漁業共同組合	漁業協同組合
13	下から14	平成7年3月10日	平成7年3月9日

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は線下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)